# 栃木県地盤沈下緊急時対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年栃木県条例第40号。以下「条例」という。)第39条の8に規定する地下水の水位が著しく低下したことにより、現に地盤の沈下が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき(以下「緊急時」という。)における地下水の採取の抑制要請及びその解除(以下「要請等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領に規定する語句の定義は、条例の定めによるものとする。

(緊急時の要請等の基準とする地下水位観測井)

第3 緊急時の要請等の基準とする地下水位の観測井は、別表1の左欄に掲げる条例第39条の2第2項に規定する特別指定地域の市町ごとに、中欄に掲げる観測井(以下「基準観測井」という。)とする。

(緊急時の要請の区分等)

- 第4 緊急時の要請の区分は、点検要請及び節水要請とする。
- 2 緊急時の要請及びその解除の基準は、要請の区分ごとに別表2に掲げるとおりとする。

(緊急時の要請等)

- 第5 環境保全課は、基準観測井の地下水位が別表2の要請の基準に該当するときは、その 基準観測井の存する市若しくは町の区域の指定揚水施設(条例第39条の8に規定する指定 揚水施設に限る。)の設置者(以下「地下水多量採取者」という。)に対して、別記様式 第1号又は第2号により、緊急時の要請を行うものとする。また、当該基準観測井の地下 水位が別表2の解除の基準に該当する時は要請を解除するものとし、その旨当該要請を行 った地下水多量採取者に対して、別記様式第3号又は第4号により通知するものとする。
- 2 環境保全課は、緊急時の要請を行うときは、地下水多量採取者に対して別表3に掲げる 地下水採取の抑制に係る措置を、前項に規定する緊急時の要請と併せて連絡するものとする
- 3 第1項の緊急時の要請を受けた地下水多量採取者は、別表3に掲げる措置を実施することにより当該要請に協力するものとする。

(緊急時の要請等に係る連絡体制)

第6 環境保全課は、緊急時の要請を行うときは、別図の緊急時における連絡体制により、 関係市町及び関係機関の協力を得て、速やかに地下水採取者(地下水多量採取者を除く。 以下同じ。)及び県民へ周知するものとする。

(報告)

- 第7 地下水多量採取者は、節水要請を受けたときは、当該要請期間中における地下水の採取量を測定するものとする。
- 2 地下水多量採取者は、その要請が解除されたときは、速やかに、別記様式第5号により 当該要請期間中における地下水の採取量を環境保全課に報告するものとする。

(関係市町村等の協力)

第8 環境保全課は、緊急時の要請を行うにあたっては、特別指定地域内の市町長及び地下水採取者に対し、必要な協力を求めるものとする。

(緊急時における連絡先等の変更)

第9 地下水多量採取者は、条例第39条の3第1項又は第39条の4第1項の規定により届け出た「節水の方法」又は「連絡方法及び連絡先」に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第6号により環境保全課に報告するものとする。

附則

- この要領は、平成25年7月1日から実施する。
- この要領は、令和3(2021)年4月1日から実施する。

# 別表1 緊急時の要請等に係る基準観測井

市町名	基準観測井名	所在地
栃木市 (旧藤岡町の区域に限る。)	藤岡遊水池観測所3号井	栃木市藤岡町藤岡 1788
小山市	小山大谷観測所3号井	小山市横倉新田97
野木町	野木(環境)観測所観測井	野木町大字潤島 800-1

備考 この表に掲げる旧藤岡町の区域は、平成22年3月28日における藤岡町の区域とする。 (以下同じ。)

別表2 緊急時の要請の基準

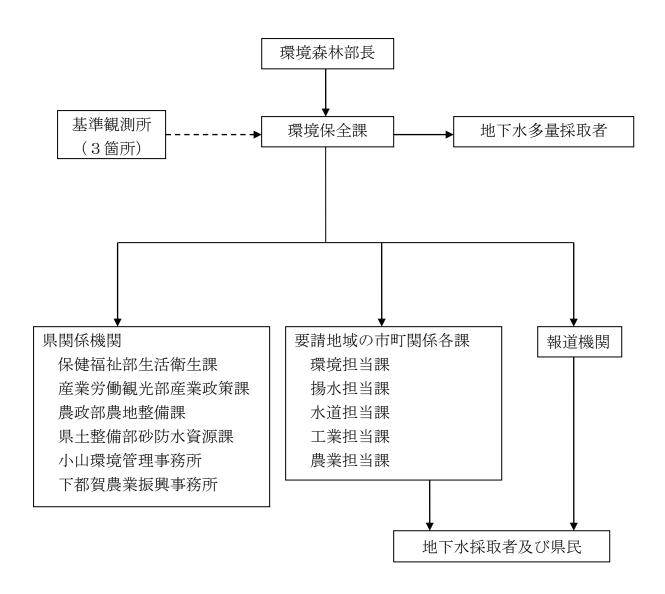
緊急時の					
要請の	要請の基準	解除の基準			
区分					
	次のいずれにも該当するとき	次のいずれにも該当するとき			
	(1) 当日の午前6時における基準観測	(1) 当日の午前6時における基準観測			
	井の地下水位が、次の地下水位より	井の地下水位が、左の地下水位より			
	低下したとき	上昇したとき			
点検要請	栃木市(旧藤岡町の区域に限る。)	(2) 当日以降、基準観測井の地下水位			
	−25. 0m	の上昇が見込まれるとき			
	小山市 −33.5m				
	野木町 -29.5m				
	(2) 当日以降、基準観測井の地下水位				
	の低下が見込まれるとき				
	次のいずれにも該当するとき	次のいずれにも該当するとき			
	(1) 当日の午前6時における基準観測	(1) 当日の午前6時における基準観測			
	井の地下水位が、次の地下水位より	井の地下水位が、次の地下水位より			
	低下したとき	上昇したとき			
節水要請	栃木市(旧藤岡町の区域に限る。)	栃木市(旧藤岡町の区域に限る。)			
	−26. 0m	−25. 0 m			
	小山市 -35.0m	小山市 -33.5m			
	野木町 -31.0m	野木町 -29.5m			
	(2) 当日以降、基準観測井の地下水位	(2) 当日以降、基準観測井の地下水位			
	の低下が見込まれるとき	の上昇が見込まれるとき			
備考 地下水位は、管頭位置を0mとしたときの水位である。					

備考 地下水位は、管頭位置を0mとしたときの水位である。

別表3 緊急時の要請に係る措置

緊急時の要請の区分	地下水採取の抑制に係る措置	
点検要請	揚水機のバルブの点検、水路の見回り点検及び配水管の漏水点検の 徹底並びに節水要請時に対応できる体制の整備など、節水の準備の ための措置。	
節水要請	条例に規定する指定揚水施設設置(使用)届出書中「節水の方法」に記載した措置。	

#### 別図 緊急時における連絡体制



### 別記様式第1号(点検要請)

第 号 年 月 日

指定揚水施設設置者 様

栃木県環境保全課長

緊急時の要請について(点検要請)

このことについて、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  観測所において、地下水の水位が点検要請を行う基準とする水位  $(-\bigcirc\bigcirc.\bigcirc$  かが、 より低下しましたので、 栃木県生活環境の保全等に関する条例第39条の8の規定に基づき、点検を要請します。

今後、これまでどおりの地下水利用が続きますと、地盤沈下が生じるおそれがありますので、指定揚水施設の設置者の皆さんは、揚水施設の点検を行い、節水に向けた体制の整備に努めてください。

### 【点検の方法】

- (例) ・節水要請時に対応できる体制の整備
  - ・揚水機のバルブの点検
  - ・水路の見回り点検
  - ・配水管の漏水点検

地下水を大切に使い、地盤沈下の未然防止に御協力ください。

問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当

TEL: 028-623-3189FAX: 028-623-3138

#### 別記様式第2号(節水要請)

第 号 年 月 日

指定揚水施設設置者 様

栃木県環境保全課長

緊急時の要請について(節水要請)

このことについて、〇〇〇〇〇観測所において、地下水の水位が節水要請を行う基準とする地下水位(一〇〇.〇m)を下回り、さらに低下する傾向にありますので、栃木県生活環境の保全等に関する条例第39条の8の規定に基づき、節水を要請します。

地下水位がさらに低下し続けますと、地盤が沈下するおそれがありますので、指定揚水施設の設置者の皆さんは、届出書「節水の方法」に記載した措置を履行することにより、節水に努めてください。

#### 【節水の方法】

栃木県生活環境の保全等に関する条例の規定により届け出た設置(使用)届出書に記載した「節水の方法」により、自主的な節水に努める。

(例)

- ・使用水量に応じて、揚水機のバルブをこまめに開閉
- ・揚水機の利用時間を決め、計画的な揚水及び適切な水管理
- ・水量メーターにより水管理・保守を徹底
- ・配水管からの漏水点検を徹底
- ・排水路からのくみ上げにより、用水を反復利用

地下水を大切に使い、地盤沈下の未然防止に御協力ください。

問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当

TEL: 0 2 8 - 6 2 3 - 3 1 8 9

FAX : 028-623-3138

### 別記様式第3号(点検要請の解除)

第 号 年 月 日

指定揚水施設設置者 様

栃木県環境保全課長

緊急時の要請(点検要請)の解除について

このことについて、 年 月 日に点検要請を行ったところですが、〇〇〇〇〇観測所において地下水位は回復傾向にあり、 月 日現在、点検要請の基準水位より上昇していますので、栃木県地盤沈下緊急時対策実施要領第5第1項の規定に基づき、点検要請を解除いたします。

御協力ありがとうございました。

なお、今後とも、指定揚水施設の設置者の皆様には、合理的な地下水の利用に御協力ください。

問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当

 $\mathtt{TEL}: \ 0\ 2\ 8-6\ 2\ 3-3\ 1\ 8\ 9$ 

FAX : 028-623-3138

### 別記様式第4号(節水要請の解除)

第 号 年 月 日

指定揚水施設設置者 様

栃木県環境保全課長

緊急時の要請(節水要請)の解除について

このことについて、 年 月 日に節水要請を行ったところですが、〇〇〇〇〇観測所において地下水位は回復傾向にあり、 月 日現在、地下水位が節水要請の基準水位より上昇していますので、栃木県地盤沈下緊急時対策実施要領第5第1項の規定に基づき、節水要請を解除いたします。

御協力ありがとうございました。

なお、栃木県地盤沈下緊急時対策実施要領第7第2項の規定により、節水要請期間中における地下水の採取状況について報告する必要がありますので、別記様式第5号に記入のうえ、○○市(町)揚水担当課に提出願います。

また、今後とも、指定揚水施設の設置者の皆様には、合理的な地下水の利用に御協力ください。

問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当

TEL: 028-623-3189

FAX : 028-623-3138

### 節水要請期間中における地下水の採取状況報告書

年 月 日

栃木県知事様

報告者 住 所(法人にあっては、主たる事務所 の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称及び代表 者の氏名)

栃木県地盤沈下緊急時対策実施要領第7第2項の規定により、下記のとおり報告します。

指定	法場水施設の名称				
指定	指定揚水施設の設置の場所				
	節水開始日	年	月 日	年	月 日
節	節水終了日	年	月 日	年	月 日
水					
要					
請					
期					
間	節水の内容				
中					
0					
地					
下					
水	通常時における				
の	地下水の採取量 (A)		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$
採	節水要請期間中の				
取	地下水の採取量 (B)		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$
状	節水要請期間中の				
	地下水の削減量 (C)				
況	(C) = (A) - (B)		$\mathrm{m}^3$		$\mathbf{m}^3$
	記載担当者名		電話番号		

備考 複数の指定揚水施設を所有している者は、指定揚水施設ごとに報告すること。

### 別記様式第6号

#### 緊急時の要請に係る節水方法等の変更届出書

年 月 日

栃木県知事様

届出者 住 所(法人にあっては、主たる事務所 の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称及び代表 者の氏名)

栃木県生活環境の保全等に関する条例

第39条の3第1項 第39条の4第1項

の規定により届け出た地下水

採取抑制要請時における節水の方法等に変更が生じましたので、次のとおり届け出ます。

		変更前	変更後
指	定揚水施設の名称		
節	i 水 の 方 法		
連絡方法及び連絡先	1 電子メール	(メールアドレス)	(メールアドレス)
	2 ファクシミリ	(ファクシミリの番号)	(ファクシミリの番号)
	3 郵送	(郵便番号、住所及び宛名)	(郵便番号、住所及び宛名)
	4 その他	(連絡方法及び連絡先)	(連絡方法及び連絡先)

## 備考

1 節水方法の欄に記載しきれない場合は、別紙のとおりと記載のうえ、別紙を添付すること。 2 連絡方法及び連絡先の欄は、節水要請時に確実に連絡を受けられる連絡方法等を記入する こと。